

**「新かながわランドデザイン実施計画」の  
進行管理について（案）**

神奈川県総合計画審議会計画推進評価部会

令和6年10月

## はじめに

県では、県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画として、2024（令和6）年3月に「新かながわランドデザイン基本構想」（以下「基本構想」という。）及び「新かながわランドデザイン実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定した。

「基本構想」では、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現をめざし、2040（令和22）年を展望した神奈川の将来像や県の政策の基本方向を、また、「実施計画」では、めざすべき4年後の姿である「県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現」に向けて、2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までの4年間に県が取り組むべき政策を示している。

さらに、「実施計画」では、政策の立案・企画・実施に当たり、「ジェンダー」「ともに生きる（ともいき）」「当事者目線」の視点を「3つの主流化」として、いつも意識していくことや、デジタル技術の活用や多様な担い手との協働・連携など、施策・事業を効果的・効率的に推進するための行政運営の視点などを示している。

これまで、総合計画の推進に当たっては、当部会からの提言を踏まえ、政策評価が行われるとともに、評価に基づき毎年度、政策運営の改善を図る「政策のマネジメント・サイクル」による進行管理が行われてきたところである。

この「政策のマネジメント・サイクル」は、効果的・効率的な政策運営を行うための管理手法として定着しており、「実施計画」においても、引き続き実施していくこととされている。

計画の適切な進行管理については、計画策定に当たり、総合計画審議会の答申の留意事項の一つとして示されていることから、今後、計画の着実な推進を図るため、当部会として、「実施計画」の具体的な進行管理のあり方を示すこととした。

## 1 基本的な考え方

総合計画の策定等に係る総合計画審議会の答申において示されたとおり、次のような視点から計画の進行管理を行う必要がある。

### (1) 総合的な政策評価

「実施計画」では、各プロジェクトに「指標」と「K P I（重要業績評価指標）」という2種類の数値目標が設定されている。「指標」は、プロジェクトの達成度を象徴的に表すものとして計画期間最終年度（2027年度）の目標値が示され、また、「K P I」は、県が実施した施策・事業の進捗状況や達成の度合いを具体的に測るため毎年度の目標値が示されている。

「指標」の動向や「K P I」の達成状況の把握だけでは、プロジェクト全体の成果を十分に評価することが難しいことから、事業等の取組状況や様々な統計データなども活用し、総合的に政策を評価していく必要がある。

### (2) ロジックモデルの評価への活用

プロジェクトのねらいと施策との関係性を明確にしたロジックモデル<sup>※</sup>は、計画の構成を分かりやすく示したものであるとともに、効果的な進行管理に資するものであるため、県の組織内でこれらロジックモデルについて浸透を図り、政策の運営・評価に活用していく必要がある。

### (3) 効果的・効率的な政策運営

政策を検証し、新たな課題を発見することは、計画を次のステージに進めるためにも大切なことであり、しっかりと政策評価を行い、その結果を生かして政策改善につなげることで「政策のマネジメント・サイクル」を確立し、効果的・効率的な政策運営を行う必要がある。

また、評価作業そのものの「費用対効果」にも留意する必要がある。

### (4) 状況に応じた政策評価等

コロナ禍の経験を踏まえ、計画策定時に想定し得なかった事態が生じた場合には「政策のマネジメント・サイクル」にとらわれず、状況に応じた政策評価や柔軟な政策展開を図る必要がある。

#### 【参考1】「実施計画」の概要

- 「実施計画」は、2040年を目標年次とした「基本構想」の実現に向けて、2024（令和6）年度から2027（令和9）年度の4年間に取り組む政策を示したものです。

県の重点施策を分野横断的に取りまとめ、ねらいや具体的な取組などを示した「プロジェクト」、県の政策の全体像を総合的・包括的に示した「主要施策」などで構成しています。

<sup>※</sup>ロジックモデル：施策が目標とする成果を達成するに至るまでの論理的な関係を体系的に図式化したもの。

- 「実施計画」の各プロジェクトでは、「指標」と「KPI（重要業績評価指標）」という2種類の数値目標を設定しています。

「指標」は、県民や企業、NPO、大学、団体、行政などの多様な主体による活動や、社会・経済状況など様々な要因によって変動する可能性がある数値を、プロジェクトの達成度を象徴的に表すものとして参考に示したものです。

「KPI」は、県の取組による直接的な成果のほか、県の取組が間接的に影響して達成される成果が表れる数値を、県が実施した施策・事業の進捗状況や達成の度合いを具体的に測るための目標値として示したものです。

## 【参考2】「総合計画の策定等について（答申）」（令和6年3月）（抜粋）

### 2 計画の推進に当たっての留意事項

#### (2) 計画の適切な進行管理

- 計画を着実に推進し、進行管理を行っていくため、プロジェクトに掲げた指標の動向やKPIの達成状況だけではなく、関連する事業の取組状況や様々な統計データなどを活用し、総合的に政策を評価していくことが必要です。
- プロジェクトのねらいと施策との関係性を明確にしたロジックモデルは、計画の構成を分かりやすく示したものであるとともに、効果的な進行管理に資するものであり、県の組織内でこれらのロジックモデルについて浸透を図り、政策の運営・評価に十分に活用していくことが重要です。
- 政策を検証し、新たな課題を発見することは、計画を次のステージに進めるためにも大切なことであり、しっかりと政策評価を行い、その結果を生かして政策改善につなげていくことを求めます。
- また、コロナ禍の経験を踏まえ、計画策定時に想定し得なかった事態が生じた場合は、「政策のマネジメント・サイクル」にとらわれず、状況に応じた政策評価や柔軟な政策展開を図ることや、評価作業そのものの「費用対効果」にも留意していく必要があります。

## 2 「実施計画」の評価

基本的な考え方を踏まえ、政策評価のあり方を整理すると次のとおりである。

### (1) 評価の実施時期について

「政策のマネジメント・サイクル」の下、評価結果を翌年度の政策運営に反映させるためにも、事業実施年度終了後に評価を行い、7月上旬に公表することが適当である。

### (2) 評価の対象について

「実施計画」では、めざすべき4年後の姿である「県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現」に向けて、県の重点政策を分野横断的に取りまとめ、ねらいや具体的な取組などの内容を示した、「プロジェクト」を中心に取り組むこととしている。

したがって、「プロジェクト」を評価の対象とすることが適当である。

### (3) 評価の実施主体について

評価の実施主体については、自ら評価を行うという政策評価の本旨を踏まえ、まず県の事業部局による一次評価を行い、さらに、政策評価の客観性を確保するため、総合計画審議会による二次評価を行うことが必要である。

なお、二次評価については、当部会にグループ会議を設け、分野ごとに評価を行うことが適当である。

### (4) 評価の内容について

「実施計画」では、各プロジェクトの構成を示したロジックモデルの下、「指標」と「KPI」という2種類の数値目標が設定されている。

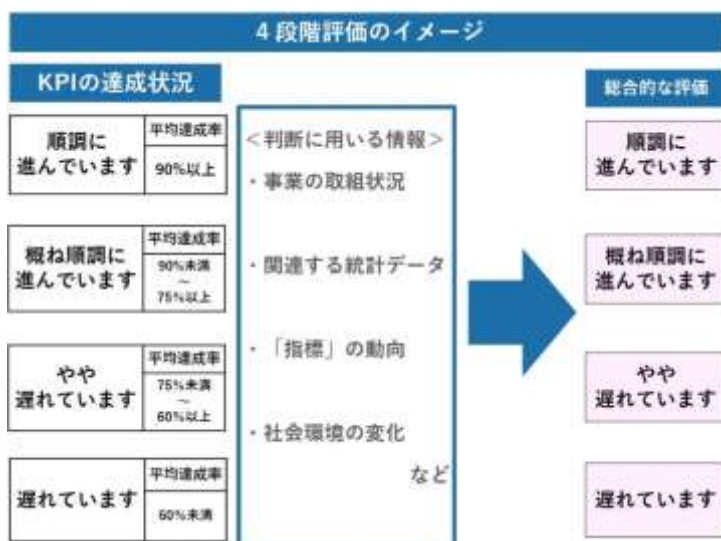
「指標」は、プロジェクトの達成度を象徴的に表すものとして計画期間最終年度（2027年度）の目標値が示され、また、「KPI」は、県が実施した施策や事業の進捗状況や達成の度合いを具体的に図るため毎年度の目標値が示されている。

こうした「実施計画」の特徴とともに、計画策定に係る総合計画審議会の答申における留意事項を踏まえ、一次評価に当たっては、次のとおり実施することが適当である。

#### ア 総合的な評価

毎年度の目標値を設定している「KPI」の達成状況に加え、「事業の取組状況」、「関連する統計データ」、「指標」の動向や「社会環境の変化」などを踏まえ、総合的に分析を行い、プロジェクトの進捗状況を4段階で評価する。

分析に当たっては、プロジェクト推進上の課題や政策運営の改善を含めた今後の方向性についても整理する。

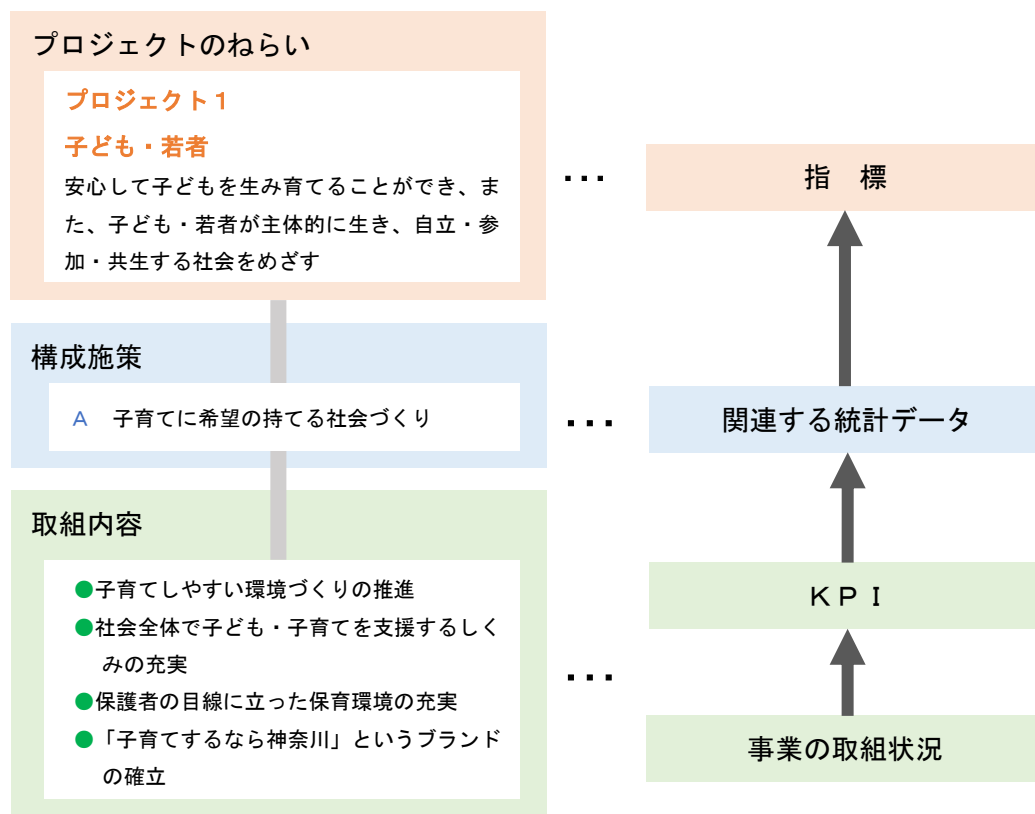


## (ア) 関連する統計データ

ロジックモデルを意識し、プロジェクトのねらいと取組内容の間に位置する構成施策の状況を表すデータを選定する。

なお、データの選定に当たっては、できる限り全国や他団体との比較が可能など、多角的な分析に資するものを取り入れる。

### ロジックモデル



## (イ) 事業の取組状況

「KPI」の達成状況の分析に資する事業を中心に、主な事業の取組状況を把握する。

## (ウ) 経年変化の把握

事業の実施後、その成果が「KPI」、「関連する統計データ」、「指標」に現れるまでには、時間がかかることも想定されることから、それぞれの実績は、計画期間中の経年変化を把握する。

## (5) 評価結果の公表について

評価報告書については、県民との情報共有を推進し、説明責任を果たす観点から、十分な内容とする必要があるが、その一方で、分かりやすさや、評価そのものの「費用対効果」にも留意する必要がある。そこで、内容に

については、できる限り分かりやすく、簡潔に記載するといった工夫も求められる。

また、評価報告書は、県民が必要に応じてアクセスできるようホームページで公表することが適当であり、その際、県民が容易に理解できるよう、専門用語の解説を付けるなどの配慮が必要である。

さらに、より多くの県民に読んでいただけるよう、評価報告書の概要を示したパンフレット（概要版）を作成して、広く配布することとし、その内容は、県民に関心を持っていただけるよう、親しみやすいものとする工夫が求められる。

#### **（６）県民の意見について**

評価報告書の概要版については、県民が集まるイベントなど、様々な機会をとらえて配布するとともに、県民が容易に意見できるよう、ホームページやSNSを活用するなど意見募集サイトへのアクセス性を高めて、評価結果について若年層も含めた幅広い年齢層から意見を聴くことが求められる。

そして、評価結果そのものに加え、評価結果に対する県民からの意見についても、政策の改善に適切につなげていく必要がある。

#### **（７）想定し得なかった事態が生じた場合の評価について**

計画策定時に想定し得なかった事態が生じ、上記による評価の実施が難しい場合には、その影響なども踏まえ、評価手法等の検討を行うことが適当である。

## 【参考】 評価手法のまとめ

### (1) 具体的な評価の方法等

実施時期	事業実施年度終了後に評価を行い、7月上旬に公表		
評価対象	県の重点政策を分野横断的にまとめ、具体的な取組内容を示した「プロジェクト」を評価		
実施主体	一次評価	県の事業部局（自己評価）	
	二次評価	総合計画審議会（第三者評価） （部会で評価案を作成し審議会で審議）	
内 容	一次評価	構成施策の取組状況	K P I の達成状況に加え、関連する統計データ、事業の取組状況などを踏まえ、多角的に分析
		総合分析	構成施策の取組状況、「指標」の動向や社会環境の変化などを踏まえ、総合的に分析 分析に当たっては、プロジェクト推進上の課題や政策運営の改善を含めて今後の方向性を整理
		総合的な評価	総合分析を踏まえ、プロジェクトの進捗を4段階で評価
	二次評価	一次評価の妥当性、今後対応が求められる課題と対応方向を踏まえ、プロジェクトを評価	

### (2) 評価の流れ

